

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権：償却原価法（定額法）によっている。ただし、取得価格と債権金額との差額に重要性が乏しい場合は、償却原価を適用しない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

財務諸表は、平成20年4月11日、改正平成21年10月16日、内閣府公益認定等委員会の公益法人会計基準を適用している。

3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
青少年育成基金	3,715,747	700,000	1,500,000	2,915,747
合 計	3,715,747	700,000	1,500,000	2,915,747

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財産 からの充当額）	（うち一般正味財産 からの充当額）	（うち負債に対応 する額）
特定資産				
青少年育成基金	2,915,747	-2,915,747	-	-

合 計	2,915,747	(2,915,747)	-	0
-----	-----------	-------------	---	---

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
青少年育成基金からの振替額	1,500,000
合 計	1,500,000

附 属 明 細 書

附属明細書の内容は、財務諸表の注記に記載しているため省略する。